

交野市市長表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優れた功績や行いにより、地域の発展や福祉の向上に貢献した市民等を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 市長表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体（以下「者」という。）とする。

- (1) スポーツ及び文化等の全国を対象とした大会等に地方予選、審査等を経て出場し、又は出品した者
- (2) 人命救助、犯罪者の逮捕等に協力した者
- (3) 長年にわたる市民活動・地域活動等で地域社会に貢献した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

2 前項各号に規定する者は、次のいずれかに該当するものとし、年齢、性別、国籍による制限は設けない。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内に所在する学校に在学する者
- (3) 市内に主たる活動拠点又は事務所等を有する者
- (4) 市内に所在する事務所等に勤務する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）
- (2) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる行為を行ったことがある者
- (3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者は、市民等からの他薦により募集する。ただし、団体に対してはその限りでない。

2 推薦者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交野市市長表彰 推薦書
- (2) 表彰の理由を証明するもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(表彰者の決定)

第4条 前条の規定により推薦があった場合、秘書担当課は第2条の要件を満たすかを確認し、交野市市長表彰選考委員会による審査を経て、市長は表彰される者の決定を行う。

2 前項委員会は、企画財政部次長、秘書政策課長、地域振興課長、福祉総務課長、社会教育課長、危機管理室課長から構成する。

3 秘書担当課は、第1項の規定による決定があったときは、推薦者に連絡するものとする。

(表彰の方法)

第5条 市長表彰は、表彰状を授与することによって行う。

(表彰の回数)

第6条 本要綱第2条第1項各号に基づく表彰は、原則として、同一の者に対し、年度内に1回とする。

(表彰の取り消し)

第7条 市長は、この要綱に基づき表彰を受けた者が、不当な行為を行ったとき、又は表彰される者として適切でないと判明したときは、その表彰を取り消すことができる。

(表彰の事務)

第8条 市長表彰に係る事務は、秘書担当課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和4年4月1日以後に表彰の対象となる事由が生じた場合について適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。